

子ども医療費支給申請書

平成 22 年 11 月 5 日

（あて先）富士見市長

住 所 富士見市鶴馬1800-1
 申請者 氏 名 富士見 太郎
 電 話 049-251-2711

下記のとおり平成22年10月分の子ども医療費を申請します。

受給者番号	*1	311000	加入医療	ア.....国民健康保険
フリガナ		フジミ ハナコ	保険名称	イ <input checked="" type="radio"/> 埼玉.....健康保険組合
子ども氏名		富士見 花子	*13	ウ.....社会保険事務所 ウ 全国健康保険協会.....支部 エ.....共済組合
生年月日		平成19年12月11日	申請額	2,560 円

（注1）申請書の太枠内を漏らさず記入し、下欄に医療機関等の証明を受けるか、又は領収書を裏面に貼付して、診療月の翌月以降に提出してください。

（注2）この申請書は、診療月ごと、医療機関（総合病院は医科と歯科）ごとに、入院・外来を区別して、それぞれ1枚ずつ記入してください。

医療機関等証明欄

*2 診療年月 平成 年 月 診療分

*3 区分 1 入院・2 外来 診療科 () *4 日数 日

3 歯科・4 調剤

5 その他・6 訪問看護

*5 点数 7 柔道整復

保険診療総点数 _____ 点 保険診療窓口負担額 _____ 円

他法負担分点数 _____ 点 (食事療養費を除く。)

(公費負担分) *15・16 食事療養標準負担額 _____ 食分 _____ 円

を領収しました。

平成 年 月 日

_____ 様

医療機関所在地

*6 名 称 _____ 氏 名 _____

(印)

市 処 理 欄	*7 支給相当額	*8 高額療養費限度額	*9 附加給付額	支給額
	円	円	円	円

*11 1 県内・2 県外
 *12 証明書

1. こども医療費支給申請書の記入について

「就学前のお子さんが2市1町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）以外の医療機関で診療を受けた場合」または「小中学生のお子さんが医療機関で診療を受けた場合」は、その月の翌月以降に、下記の申請書を作成し提出いただくことで医療費を助成します。

下記の番号順で記入します

- ①こども医療費支給申請書（以下「申請書」）を提出する日（郵送する場合は、ポストへ投函する日）を記入し、次に申請する方の住所、氏名、電話番号を記入します。
- ②診療月（太枠外上方部分）
- ③6桁の受給者番号（こども医療費受給資格証から転記します。）
- ④対象となるこどもの氏名、生年月日
- ⑤加入している健康保険組合等の名称
- ⑥申請額（医療費の額）を記入します。同一の医療機関で複数回受診した場合は、各領収書の合計金額となります。保険診療分のみが対象となり、保険外の自費分は助成対象とはなりません。（下段4.「助成の対象となる医療費について」参照）

なお、この申請書は、診療月ごと、医療機関（総合病院は医科と歯科）ごとに、入院・外来を区別して、それぞれ1枚ずつ必要となりますので注意してください。

2. 添付書類

領収書で申請する

領収書で申請する場合は、お子さんの氏名、診療月、保険診療総点数、自己負担額、発行日、医療機関などの領収印がある原本を添付してください。なお、確定申告（医療費控除等）や高額療養費、附加給付金等の申請で原本が必要な場合は、原本とコピーの両方を申請時に持参いただき、照合の上原本をお返しいたします。

なお、原則的にレシートでの申請はできません。ただし、やむを得ずレシートで申請する場合は、上記の項目全てを医療機関にて記載を受けたレシートで申請してください。

また、領収書は申請書の裏面にホッチキスかセロテープで貼付けた上で提出してください。

***なお、領収書に代えて、こども医療費支給申請書の証明欄に医療機関で証明を受けて提出することもできます。**

3. 申請場所

(1) 窓口で提出する

①市役所子育て支援課、または市内各出張所となります。

※こども医療費支給申請書は、窓口にも用意しております。

(2) 郵送で提出する

下記、あて先に送付してください。

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800-1 富士見市役所 子育て支援課 手当医療係

4. 助成の対象となる医療費について

助成対象の例

- ①保険診療分
- ②保険調剤分
- ③養育医療費
- ④育成医療費

助成対象外の例

- ①保険外診療（自費分）
- ②食事療養費負担金
- ③健康診断料
- ④予防接種代
- ⑤薬の容器代
- ⑥文書料、手数料
- ⑦学校（保育所・幼稚園）等の管理下及び通学途中での怪我等で、学校等で加入している災害共済給付制度から給付を受けられる場合

5. その他、申請における留意事項

- (1) 保険診療における本人負担分が助成対象となります。ただし、加入されている健康保険から給付される高額療養費や附加給付金がある場合は、その額を控除いたします。
- (2) 医療費が21,000円以上の場合は、振込みまでに時間がかかる場合があります。